

## 帯広市西 19 条北工業団地第 4 次分譲申込みについて

第 4 次分譲申込み受付期間 令和 4 年 3 月 1 日（火）から令和 4 年 5 月 31 日（火）

### 分譲価格

151,960,000 円（11,640 円/m<sup>2</sup>）

### 分譲申込者の資格

分譲地は工業地域ですので、この用途に使用する企業・組合等で、取得後 5 年以内に操業する具体的な事業計画を持っている方に限定されます。

### 分譲の決定

当工業団地は、地域産業の振興や雇用の拡大等に寄与することを目標としており、土地購入申込書の内容を評価後、帯広市土地開発公社土地分譲審査委員会を経て決定いたします。

なお、申込が重複した場合は、価格競争入札により決定させていただきます。

### 分譲契約及び登記並びに引渡しの時期

今回の申込者につきましては、令和 4 年 7 月に契約締結を予定しています。ただし、公的融資制度を利用する方については、別途協議とします。

なお、所有権移転登記及び分譲地引渡しにつきましては、契約代金納付後に行います。

### 契約代金支払い方法

契約締結後 30 日以内に指定する銀行口座に納付していただきます。

### 申込方法

別に定める土地購入申込書により、添付書類とともに帯広市土地開発公社へ提出してください。

### 留意事項

令和 5 年度に分譲地北側の緑地整備工事を行い、浸透池を撤去する予定です。

#### 申込み・問合せ先

帯広市土地開発公社

TEL 0155-65-4226

〒080-8670

FAX 0155-23-0172

帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地 帯広市役所 7 階

Email [otk@tochikou.obihiro.or.jp](mailto:otk@tochikou.obihiro.or.jp)

## 建築物等に関する事項

### ○用途地域

工業地域（容積率 200%、建蔽率 60%）

### ○建築物等の用途の制限（建築できないもの）

- (1) 住宅
- (2) 共同住宅、下宿
- (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの
- (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (6) 物品販売業を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup> を超えるもの
- (7) 上記以外の店舗
- (8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設
- (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (10) カラオケボックスその他これに類するもの
- (11) 畜舎
- (12) 大気汚染防止法に規定する一般粉じん施設及び特定粉じん施設を扱う工場

### ○建築物の敷地面積の最低限度

1,000 m<sup>2</sup>

### ○壁面の位置の制限

建築物（附属建築物で軒高 2.3m以下のものを除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線（隅切部分は除く。）までの距離の最低限度は、都市計画道路「工業団地通」「北 2 線通」「西 8 号通」は 3.0mとし、それ以外の敷地境界線は 1.0mとする。

ただし、この地区計画が決定された際、現に存する建築物について、増築、改築を行う場合、当該増築、改築部分が敷地境界線から上記に規定する数値以上となる場合は、この限りでない。